

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成28年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成30年11月30日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	佐	藤	重雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成30年7月1日現在)	今後の方針 (平成30年7月1日現在)
68	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	103	監査結果	工作物については台帳自体が作成されておらず、また、備品についても工事請負費で取得した監視制御設備等の電気設備のように、備品(重要物品を含む)に相当すると考えられるものについて台帳への登録がなされていないことから、実態を調査し、公有財産として管理すべきもの並びに備品として管理すべきものを洗い出し、工作物台帳を始めとする財産台帳並びに備品台帳を整理する必要がある。	平成29年度に台帳整備が完了した。 また工事で取得した監視制御設備等の電気設備については「設備台帳」にて管理を行っている。	左記のとおり措置済み
69	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	106	監査結果	「高瀬下水処理場建設工事(その33)」の修景施設の一部となる盛土及び修景池の設置部分は暫定的なものではなく、「築庭」等として工作物に該当するものと考えられる。既に工事が完成している場合には工作物として台帳登録し、未完成の場合には、完成時に台帳登録する必要がある。	平成29年度に整備した台帳に「高瀬下水処理場建設工事(その33)」にて取得した資産も登録した。修景施設は未完成であるが、完成時に台帳に登録する。	左記のとおり措置済み
70	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	107	監査結果	「高瀬下水処理場電気設備工事(その14)」は、本来、備品(重要物品)として台帳管理すべき性質の資産である。財務規則には該当する区分がないが、管財課(現・財産管理課)と調整の上、備品(重要物品)としての台帳管理を行う必要がある。	平成29年度に台帳整備が完了した。 また工事で取得した電気設備については「設備台帳」にて管理を行っている。	左記のとおり措置済み
71	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	107	監査結果	「船橋市公共下水道都疎浜ポンプ場の建設工事委託」の沈砂池設備や雨水越流堰用スクリーン等は工作物として管理すべき資産である。該当資産について、工作物として台帳管理する必要がある。	平成29年度に台帳整備が完了した。 また工事で取得した機械設備については「設備台帳」にて管理を行っている。	左記のとおり措置済み
72	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	107	監査結果	これまでの下水道計画課の処理においては「高瀬下水処理場電気設備工事(その13)」「高瀬下水処理場水処理設備工事(その12)」「高瀬下水処理場建設工事(その32)」により取得される公有財産等については台帳登録されない可能性が高い。電気設備等についても、公有財産等に該当する資産を判断し、台帳管理を行うことに留意する必要がある。	平成29年度に台帳整備が完了した。 また工事で取得した電気設備については「設備台帳」にて管理を行っている。	左記のとおり措置済み
90	西浦下水処理場 (下水道施設課)	128	監査結果	下水道計画課が作成している「工事台帳」については、過去のデータの入力作業が遅延しており、速やかに完了させる必要がある。	平成29年度に作業が完了した。	左記のとおり措置済み
92	西浦下水処理場 (下水道施設課)	128	監査結果	建物台帳について、電気設備及び配管設備等の附属設備は建物に含めて記録されているため、個々の設備の内容については把握できない状況にある。これらの附属設備についても個別に台帳記載されたい。	平成29年度に台帳整備が完了し、建築電気設備、建築機械設備も登録した。	左記のとおり措置済み
99	西浦下水処理場 (下水道施設課)	129	監査結果	吸収機冷凍機は現在休止しているが、設置当初から備品台帳に未記載であった。取得と休止の経緯は記録に残しておくべきものであるため、一旦、備品台帳に登載し正しく認識することで過年度の未記帳状態を修正し、さらに、休止資産としての台帳表示を「摘要欄」等の適切な場所に記載するよう要望する。	平成29年度に台帳整備が完了し、吸収式冷凍機も登録した。	左記のとおり措置済み